# 「指定訪問介護」重要事項説明書

# 当事業所は介護保険の指定を受けています。 鹿児島県第 4676800107

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

| ◇◆目次◆◇                     |                     |  |  |  |
|----------------------------|---------------------|--|--|--|
|                            | 事業者1                |  |  |  |
| 2.<br>3.<br>4.<br>5.<br>6. | 事業所の概要1             |  |  |  |
| 3.                         | 事業実施地域及び営業時間2       |  |  |  |
| 4.                         | 職員の体制2              |  |  |  |
| 5.                         | 当事業所が提供するサービスと利用料金2 |  |  |  |
| 6.                         | サービスの利用に関する留意事項7    |  |  |  |
| 7.                         | 苦情の受付について8          |  |  |  |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 隆愛会
- (2)法人所在地 鹿児島県志布志市志布志町安楽2903番地1
- (3) 電話番号 099-472-5555
- (4) 代表者氏名 理事長 玉利 道満
- (**5**) 設立年月 平成6年3月31日

# 2. 事業所の概要

(1) **事業所の種類** 指定訪問介護事業所・平成12年3月31日指定 4676800107号

- (2) 事業の目的 訪問介護
- (3) 事業所の名称 志布志ホームヘルパーステーション賀寿園
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県志布志市志布志町安楽2903番地1
- (5) 電話番号 099-472-5555
- (6) 事業所長(管理者)氏名 吉田 加奈子
- **(7) 開設年月** 平成8年4月1日
- 3. 事業実施地域及び営業時間
- (1) 通常の事業の実施地域 志布志市・大崎町・曽於市・宮崎県串間市
- (2) 営業日及び営業時間

| 営業日       | 年中無休             |
|-----------|------------------|
| 受付時間      | 月~土 8時40分~17時30分 |
| サービス提供時間帯 | 月~日 0時~24時       |

# 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(施設基準:常勤換算で2.5名以上)

| 職種 |                 | 常勤 | 非常勤 | 事業所 | 職務の内容    |
|----|-----------------|----|-----|-----|----------|
|    |                 |    |     | 全体  |          |
| 1  | . 事業所長(管理者)     | 1名 |     | 1名  | (居宅との兼務) |
| 2  | . サービス提供責任者     | 1名 | 0名  | 1名  |          |
| 3  | . 訪問介護員         | 0名 | 8名  | 8名  |          |
|    |                 |    | 以上  | 以上  |          |
|    | (1)介護福祉士        | 2名 | 4名  |     |          |
|    | (2)訪問介護養成研修1級   |    | 1名  |     |          |
|    | (ヘルパー1級) 課程修了者  |    |     |     |          |
|    | (3)訪問介護養成研修 2 級 |    | 6名  |     |          |
|    | (ヘルパー2級)課程修了者   |    | 以上  |     |          |
|    | (4)訪問介護養成研修 3 級 |    | -   | /   |          |
|    | (ヘルパー3級)課程修了者   |    |     |     |          |

# 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

## (1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(負担割合証に基づいて)が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### 〇身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

#### 〇生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画 (ケアプラン) がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

## ① 身体介護

## 〇入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。

## 〇排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

#### 〇食事介助

…食事の介助を行います。

## 〇体位変換

…体位の変換を行います。

## 〇通院介助

…通院の介助を行います。

#### ② 生活援助

#### 〇調理

…ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

## 〇洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

## 〇掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

## 〇買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

#### ③ 身体生活型

身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービスです。

## <サービス利用料金>(契約書第8条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

|      | サービスに要する時間                 | 20 分未満           | 20 分以上<br>3 0 分未満 | 30分以上<br>1時間未満     | 1 時間以上                      |  |
|------|----------------------------|------------------|-------------------|--------------------|-----------------------------|--|
| 身体介護 | 1. 金額                      | 1670 円           | 2500 円            | 3960 円             | 579 単位に 30 分<br>増すごとに+84 単位 |  |
|      | 2. うち、介護保険から<br>給付される金額    | 1503 円           | 2250 円            | 3564 円             |                             |  |
|      | 3. サービス利用に係る<br>自己負担額(1-2) | 167 円            | 250 円             | 396 円              |                             |  |
|      | サービスに要する時間                 | 20 分以上<br>45 分未満 | 45 分以上            | 身体介護に引き<br>家事援助を行う |                             |  |
| 生活援  | 1. 金額                      | 1830 円           | 2250 円            | 67 単位 (20 分<br>以上) | 134 単位(45 分<br>以上)          |  |
|      | 2. うち、介護保険から<br>給付される金額    | 1647 円           | 2025 円            |                    |                             |  |
| 助    | 3. サービス利用に係る<br>自己負担額(1-2) | 183 円            | 225 円             |                    |                             |  |

・上記の負担金は負担割合証に基づいてお支払頂きます。

☆訪問介護初回加算

200 単位加算

☆訪問介護処遇改善加算Ⅰ

所定単位数

☆介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

所定単位数

☆介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数

介護予防訪問介護費

介護予防・日常生活支援総合事業費

- ① 介護予防訪問介護費(I)1176 単位
- ② 介護予防訪問介護費(Ⅱ) 2349 単位
- ③ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)3727単位
- ★介護予防訪問介護処遇改善加算 I 所定単位数
- ★介護予防訪問介護初回加算

200単位加算

- \*共生型訪問介護の実施(必要時)
- **★**同一建物減算 1 (-10%)

- ☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な 所要時間です。
- ☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に 基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護 給付費体系により計算されます。
- ☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
  - ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
  - ・早朝(午前6時から8時まで):25%
  - ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%
- ☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、 通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
  - \*2人の訪問介護員でサービスを行う場合
  - ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
  - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいった んお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額 が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されてい ない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行 うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担 額を変更します。
- (2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条) 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### (1)介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
  - ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
  - ・早朝(午前6時から8時まで):25%
  - ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが あります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前ま でにご説明します。

# (3)交通費(契約書第8条)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## (4) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに 関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 下記指定口座への振り込み(振り込み手数料 ご契約者負担) 鹿児島信用金庫 志布志支店 普通預金 5183416 名義 志布志ホームヘルプステーション賀寿園 理事長 玉利 道満
- イ. 現金集金

#### (5) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条)

- ○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、 もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの 実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

| 利用予定日の前日までに申し出があった場合  | 無料        |
|-----------------------|-----------|
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | (自己負担相当額) |

- ○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の 希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し て協議します。
- ○ご契約者が、契約締結時にその心身の状態および病歴等の重要事項について、故意に これを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情 を生じさせた場合
- ○ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者 等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また、著しい不信行為を行うなどによって

本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 6. サービスの利用に関する留意事項

## (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを 提供します。

## (2) 訪問介護員の交替(契約書第6条)

#### ①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と 認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員 の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はで きません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## (3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条)

## ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を 事業者に依頼することはできません。

#### ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

#### (4) サービス内容の変更(契約書第11条)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第14条)

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行 為は行いません。

- ①医療行為(厚生労働省 医師法第17条・歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないもの以外)
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 7. 苦情の受付について(契約書第23条)

#### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)管理者・サービス提供責任者

○受付時間 毎週月曜日~土曜日

 $08:40\sim17:40$ 

TEL 099-472-1260

第三者委員 田原作一 (099-479-1891)

#### その他の苦情・相談窓口

志布志市役所介護保険担当係 (099-474-1111)

鹿児島県国民健康保険団体連合会(099-206-1084)

鹿児島県社会福祉協議会(099-275-3855)

鹿児島県大隅地域振興局 099-52-2122

大崎町役場介護保険担当係 099-476-1111

串間市役所介護保険担当係 0987-72-1111

曾於市役所介護保険担当係 0986-76-1111

## 8・事故発生時の対応

① サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行い、再発の防止に 努めます。

② サービスの提供に伴い、事業者の責任と認められる事由等により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

## 令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(EI)

志布志ホームヘルプステーション 賀寿園

説明者 サービス提供責任者 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの 提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

家族氏名

## <重要事項説明書付属文書>

- 1. 契約締結からサービス提供までの流れ
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条)

①訪問介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明 し、同意を得たうえで決定します。

②訪問介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、訪問介護計画を変更します。

③訪問介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付 し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

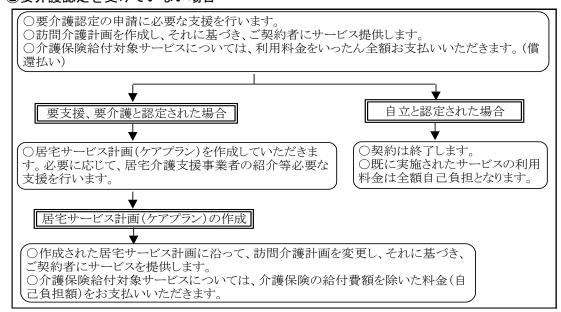
## ①要介護認定を受けている場合

- ○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- ○訪問介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

# 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- (○作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

## ②要介護認定を受けていない場合



# 2. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、 医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治 医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご 契約者の心身等の情報を提供します。

## 3. 損害賠償について(契約書第15条、第16条)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 4. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、 契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に 同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第18条)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に なった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下 さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

## (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第19条、第20条)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の前日(※最大7日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画 (ケアプラン) が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護 サ ービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### (2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、 故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがた い重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上(最低3か月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## (3) 契約の終了に伴う援助(契約書第18条)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘 案し、必要な援助を行うよう努めます。